



# 宮 崎 県 公 報

平成30年11月30日（金曜日）号外 第43号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市橘通東2丁目10番1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 41,700円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則-----（税務課） 1 頁

## 規 則

宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第70号

#### 宮崎県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮崎県税条例の一部を改正する条例（平成30年宮崎県条例第43号）の施行期日は、平成30年12月1日とする。